

西佐賀水道企業団規約

昭和42年3月31日知事許可
佐賀県指令42地第755号

改正 昭和50年10月1日県指令50地 第 3037号 平成16年10月25日県指令16市町村第 2号
平成17年2月18日県指令16市町村第 26号 平成19年 3月28日県指令18市町村第010022号
平成19年9月26日県指令19市町村第010012号

第1章 総則

(企業団の名称)

第1条 この企業団は、西佐賀水道企業団(以下「企業団」という。)という。

(企業団を組織する地方公共団体)

第2条 この企業団は、次の地方公共団体(以下「関係市町」という。)をもって組織する。

佐賀市
小城市
白石町

(共同処理する事務)

第3条 企業団は、水道事業の設置及び経営に関する事務を共同処理する。

(事務所の位置)

第4条 企業団の事務所は、佐賀市久保田町大字徳万57番地2に置く。

第2章 企業団の議会の組織及び議員の選挙の方法

(企業団議員の定数)

第5条 企業団の議会の議員(以下「企業団議員」という。)の定数は、8人とする。

2 企業団議員は、関係市町の議会において当該議会の議員のうちから次のとおり選挙された者及び関係市町の副市町長(副市町長を複数置いている関係市町にあっては、当該関係市町の長が指名した副市町長)とする。

佐賀市	1人
小城市	3人
白石町	1人

(企業団議員の任期)

第6条 企業団議員の任期は、関係市町の議会の議員又は副市町長の任期とする。

2 企業団議員が関係市町の議会の議員又は副市町長でなくなつたときは、その職を失う。

3 企業団議員に欠員を生じたときは、その企業団議員の属していた関係市町は直ちにこれを補充しなければならない。

第3章 執行機関の組織及び選任方法

(執行機関の組織)

第7条 企業団に企業長を置く。

- 2 企業長は、企業団を代表し、企業団の業務を管理執行する。
- 3 企業長は、関係市町の長の職にあるものの互選による。
- 4 企業長の任期は、関係市町の長の任期による。

(副企業長)

第8条 企業団に副企業長2人を置く。

- 2 副企業長は、企業長以外の関係市町の長の職にある者とする。
- 3 副企業長の任期は、関係市町の長の任期による。
- 4 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき又は企業長が欠けたときは、企業長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(企業職員)

第9条 企業団に企業職員を置き、企業長が任免する。

- 2 前項の企業職員の定数は、条例で定める。

(監査委員)

第10条 企業団に監査委員を置く。

- 2 監査委員の定数は、2人とする。
- 3 監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任する。
- 4 監査委員の任期は、3年とする。

第4章 企業団の経費

(経費の支弁の方法)

第11条 企業団の経費は、法令で定めるもののほか、企業団の事業から生ずる収入その他の収入をもって充てる。

附 則

- 1 この規約は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年県指令50地第3037号)

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。(昭和50年10月1日許可)

附 則 (平成16年県指令16市町村第2号)

この規約は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年県指令16市町村第26号)

この規約は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成19年県指令18市町村第010022号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年県指令19市町村第010012号)

この規約は、平成19年10月1日から施行する。